

# 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定について

土砂災害防止法に基づき、長崎県においては「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」の指定を進めています。

## 1. 土砂災害防止法の目的について〔法第1条〕

この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。



## 2. 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)について

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に**危害が生ずるおそれがあると認められる土地**の区域で、市町は下記を行うものとなっています。

地域防災計画において、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

災害時要援護者施設がある場合には利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項など円滑な警戒避難ができるように、住民に向けてハザードマップの作成・配布などを行う。

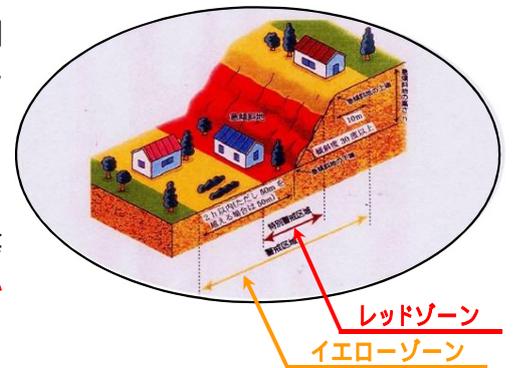
土砂災害警戒区域の指定(都道府県知事)  
(土砂災害のおそれがある区域)……(通称:イエローゾーン)

- 警戒避難体制の整備(市町村長の義務)

土砂災害特別警戒区域の指定(都道府県知事)  
(建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域)……(通称:レッドゾーン)

- 特定の開発行為の制限 →(主に開発会社)
- 建築物の構造規制 →(個人の住宅)
- 移転勧告

イメージ図(がけ崩れ)



## 3. 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)について

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に**著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地**の区域で、下記などの制限・規制等が生じます。

### 特定開発行為の制限〔法第9条〕

非自己用住宅並びに高齢者、障害者、乳幼児などの社会福祉施設、学校及び医療施設などの災害時要援護者施設を予定建築物とする開発行為は、土砂災害を防ぐ対策工事が必要です。

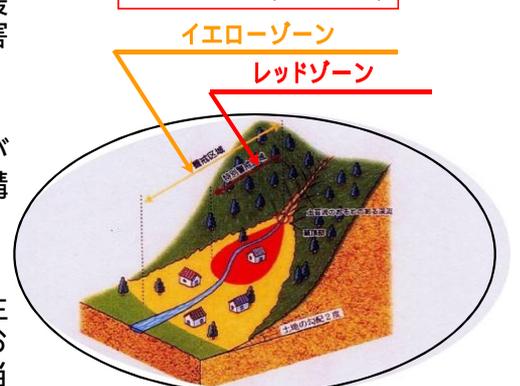
### 建築物の構造規制〔法第24条〕

居室を有する建築物の新築、増築などは、建築物が所要の土砂災害による衝撃力に対して安全となる構造でなければなりません。

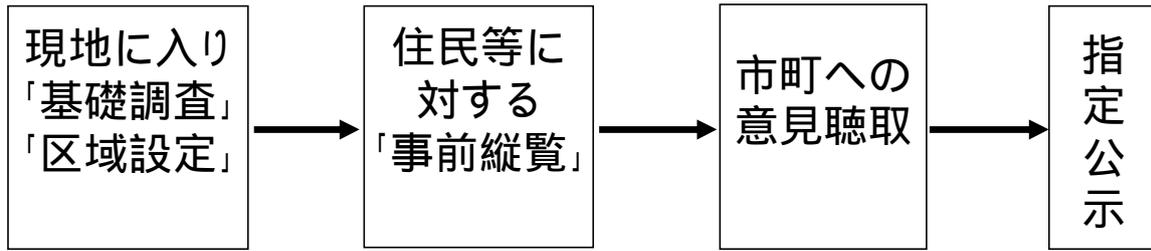
### 建物の移転〔法第25条〕

土砂災害が発生し、居室を有する建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれが大きいと認めるとき、知事は所有者等に対し当該建築物の移転等を勧告することができます。

イメージ図(土石流)



#### 4. 区域指定の手順



#### 5. 区域設定の具体例

下の図のように、航空写真および地形図に「土砂災害警戒区域(黄色)」および「土砂災害特別警戒区域(赤色)」を記入して土砂災害が発生するおそれのある土地の区域をお示しします。



#### 6. 長崎県内の指定状況

【市町別区域の指定状況】(平成28年3月25日現在)

単位:箇所

事務所名	市町名	土石流		急傾斜		計	
		警戒区域		警戒区域		警戒区域	
			内(特別警戒区域)		内(特別警戒区域)		内(特別警戒区域)
長崎振興局	長崎市	816	747	3,760	3,585	4,576	4,332
	時津町	47	45	690	669	737	714
県央振興局	諫早市	336	308	1,629	1,525	1,965	1,833
	大村市	30	30	390	383	420	413
県北振興局	佐世保市	308	299	3,197	3,081	3,505	3,380
上五島支所	新上五島町	148	136	237	215	385	351
対馬振興局	対馬市	249	241	810	808	1,059	1,049
五島振興局	五島市	212	195	445	436	657	631
壱岐振興局	壱岐市	13	11	606	565	619	576
島原振興局	南島原市	28	28	623	596	651	624
合計		2,187	2,040	12,387	11,863	14,574	13,903